平成２９年（フ）第２７号
愛知県安城市住吉町５丁目21番地17　レオパレス21グレイスフルⅡ201、前住所愛知県刈谷市松坂町３丁目205番地２　松坂ハイツＢ棟102号
債務者　水野　賢治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
大阪市北区長柄西１丁目４番５号　ウィン天六南館　304号室、前住所大阪市北区豊崎２丁目８番４―403号
債務者　小島　　淳
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９号
大阪府吹田市岸部北１丁目17番１―103号
債務者　荒木　竜大
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０号
大阪府池田市五月丘４丁目７番27―Ａ号ファミールパレス五月丘203
債務者　山路　　翔
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１号
大阪府東大阪市日下町２丁目１番５号　川上マンション　305、前住所大阪府東大阪市喜里川町１番１号　エンゼルハイツ　406
債務者　宮﨑千賀子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１号
大阪市東成区中本３丁目８番22号　グランドーネ緑橋　203号
債務者　中井　大輔
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番22号　マンションみかど　410号、前住所大阪市北区浮田１丁目５番16号　シティライフ梅田501号室
債務者　松本　澄代
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７号
愛知県豊橋市弥生町字西豊和44―５　メイコウハイツ弥生103号、住民票上の住所札幌市北区北30条西13丁目１番10―105号
債務者　山下　彰人
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午後３時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３号
栃木県栃木市大宮町1572番地１
債務者　五箇　良介
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３号
愛知県新城市吉川字間渡65番地３
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０４号
東京都小平市小川西町２丁目３番502号
債務者　松田　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５号
長崎県島原市西八幡町8460番地５
債務者　平湯　京子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後３時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第６号
大阪市東淀川区西淡路１丁目14―21ミフネセントラルベア東淀川403号、住民票上の住所長崎県島原市西八幡町8460番地５
債務者　平湯　啓言
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後３時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第８号
長崎県佐世保市東浜町570番地
債務者　磯本　一憲
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係